

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手帳制度に係る保安教育講習については、習熟度確認等を含めた自宅学習方式の講習を全国統一で実施しています。

- **主要行事予定表** ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催・延期・中止の可能性があります。
ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	会議等名称
令和3. 5. 18	第9回全国会議、第9回試験事務所長会議（書面開催）
5. 19	手帳制度研修会（中止）
6. 1	第29回理事会
6. 22	第18回総会（定時）、第30回理事会
9. 5	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、 丙種火薬類製造保安責任者試験（知事試験）
11. 8～9	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験）

● **令和2年12月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量**

－ 経済産業省生産動態統計月報 －

	生産	出荷（販売）	在庫
火薬及び爆薬（単位：t）	2,432	2,559	1,268
（前年同月比：％）	(104.3)	(99.7)	(113.6)

● **令和3年火薬類関係事故について（2月28日までに報告のあったもの）**
総括表（取扱・種類別一覧表）

項目	種類別	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製造中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消費中	産業火薬	1	3	0	0	0-1	0-1
	煙火	2		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
運搬中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯蔵中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
合計	産業火薬	1	3	0	0	0-1	0-1
	煙火	2		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	

※がんろう中、その他事故の事故件数、死亡者数、負傷者数はありません。

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● **景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。**

－ 2月の月例経済報告 －

内閣府は19日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「2月の月例経済報告」を提出し、承認された。

※詳細は、内閣府のホームページをご覧ください。

● **火薬類取締法等の改正（製造関係技術基準の改正）**

製造関係技術基準を性能規定化する大幅な改正が行われました（令和3年3月1日）。大幅な改正であるため紙面の関係上条文ではなく概要のみ掲載します。条文は弊協会のホームページをご覧ください。

令和3年3月1日改正の概要

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について（製造の技術基準の性能規定化）

1. 背景

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。少量の火薬・爆発を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。このため、平成26年度の産業構造審議会保安分科会火薬小委

員会より技術基準の性能規定化の議論が進められてきたところ。今般、火薬類の製造の技術基準について性能規定化を行う。

2. 主な改正事項

① 製造施設の構造、位置及び設備の技術基準

定置式製造施設（施行規則第4条第1項）、定置式製造施設（解撤）（施行規則第4条第2項）、移動式製造施設（施行規則第4条の2第1項）の構造、位置及び設備の技術基準について、性能規定化のための改正を行う。

② 製造施設の製造方法の技術基準

定置式製造施設（施行規則第5条第1項）、定置式製造施設（解撤）（施行規則第5条第2項）、移動式製造施設（施行規則第5条の2第1項）の製造方法の技術基準について、性能規定化のための改正を行う。

③ 完成検査の方法、保安検査の方法

①、②の見直しに伴い、完成検査の方法（施行規則別表第1）、保安検査の方法（施行規則別表第3）についても改正する。

④ 関連告示の改正

①、②の見直しに伴い、以下の告示について改正する。

・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）

－ 施行規則第4条第1項第9号の3に掲げるスプリンクラーの仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。（第11条の2）

－ 施行規則第4条第1項第27号に掲げる蓄電池車及びディーゼル車の仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。（第12条）

・製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成十一年通商産業省告示第三百二二号）

－ 施行規則第4条の2第1項第18号に掲げるディーゼル車の仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。（第5条）

⑤ その他（例示基準及び運用内規の策定）

①、②の見直しに伴い、性能規定化された規定に対する例示基準、また、性能規定化後の運用を定めた内規を策定する。

なお、経過措置として1月間の周知期間を用意し、令和3年4月1日より施行する。

● **令和3（2021）年版「過去問の解答と解説」の販売を始めます。**

・「火薬類取扱保安責任者（甲種・乙種）」および「火薬類製造保安責任者試験（丙種）」の試験問題と解説を、平成30年度～令和2年度の3年間についてわかりやすく整理しています。

・巻末には、過去5年間について年度別に出题内容を整理した一覧表を掲載しています。

・価格及び注文方法は、弊協会ホームページをご覧ください。

● **自宅学習方式の概要**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都道府県火薬類保安協会等の指定協会が実施している保安教育講習、再教育講習について、会場を用いた従来の講習会形式ではなく、受講者の自宅で行う自宅学習方式で実施しています。令和2年の実績についてのアンケート調査を踏まえ、全国統一で実施するものです。

指定協会から受講者に対し、テキストに加え、自宅学習用の資料を送付し、それら両方を用いて受講者自ら学習・習熟度確認をしていただき、その結果をもって受講済とする判断をいたします。

自宅学習方式のながれ

1. 受講を希望される方は、従来どおり各指定協会（都道府県保安協会等）に申し込んでください。
2. 受講者には、申し込みをされた協会からテキストおよび習熟度確認資料（プリント）を郵送します。
3. 受講者の方には、それらの教材を用いて自宅で学習していただきます。
4. 講習には時間数が規定されていることから、所要時間を想定した習熟度確認解答用紙（演習問題、事故例分析）に記入していただきます。
5. テキスト等を受け取った日から2週間以内に学習を済ませ、記入が終わった習熟度確認解答用紙を、受講を申し込んだ協会に返送していただきます。（返送用の封筒はあらかじめ準備してあります。）
6. 習熟度確認解答用紙を登録講師が採点し、「解答と解説」とともに受講者にフィードバックしますので、どこが間違っていたのかおさらいをしてください。
7. 再教育講習の方および従事者手帳交付講習の方には新たに交付される保安手帳を、保安教育講習の方には受講証明シールを同封します。受講証明シールはご自身の手帳に貼付してください。
8. 以上をもって講習を受講したものとみなします。

令和2年における保安教育講習等の受講状況がまとまりましたので、お知らせいたします。

令和2年保安教育、再教育講習の受講状況 (実施報告書による集計表)

令和2年1月～12月

協会名	保安手帳					従事者手帳			合計
	S	産業火薬	煙火	総合	小計	J	J-H	小計	
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
北海道	41	613			654	31	605	636	1,290
青森	5	43			48	6	40	46	94
秋田	11	139			150		42	42	192
山形	7	40			47	4	23	27	74
岩手	27	351		1	379	5	86	91	470
宮城	20	272			292	3	94	97	389
福島	11	331	27		369	9	101	110	479
栃木	10	128	14		152	12	105	117	269
茨城	6	87	33	37	163	4	25	29	192
群馬	27	171	9		207	6	21	27	234
埼玉	7	126	11		144	1	12	13	157
東京	92	404	38	154	688	14	75	89	777
千葉	8	64	15		87		25	25	112
神奈川	30	196			226	8	28	36	262
新潟	27	151			178	4	50	54	232
長野	33	277	47		357	6	95	101	458
山梨	7	79	8	81	175		69	69	244
静岡	8	136	27		171	1	54	55	226
愛知	52	451	50	4	557	6	92	98	655
岐阜	31	268		24	323	13	182	195	518
三重	10	178			188	7	48	55	243
富山	14	81			95		9	9	104
石川	14	117		10	141	3	38	41	182
福井	26	195			221	9	217	226	447
滋賀	4	58			62	3	24	27	89
京都	5	106			111	3	52	55	166
奈良		54			54		3	3	57
和歌山	3	48			51	8	32	40	91
大阪	65	279	5	2	351	6	25	31	382
兵庫	23	232			255	5	61	66	321
岡山	17	228		6	251	2	28	30	281
広島	25	227		17	269	14	81	95	364
鳥取	3	38		2	43		1	1	44
島根	12	128		14	154		49	49	203
山口	17	182			199	6	22	28	227
香川	2	133	8		143	1	17	18	161
愛媛	3	190			193	3	53	56	249
徳島	3	99	10		112	3	21	24	136
高知	17	230			247	3	126	129	376
福岡	46	317	22	18	403	8	48	56	459
佐賀	4	138			142	1	15	16	158
長崎	13	202			215	6	74	80	295
熊本	19	226	2	1	248	4	96	100	348
大分	14	153		1	168	17	72	89	257
宮崎	34	189	13		236	6	98	104	340
鹿児島	27	192	8	3	230	6	32	38	268
沖縄	11	78			89	8	53	61	150
合計	891	8,625	347	375	10,238	265	3,219	3,484	13,722
令和1年	798	12,280	515	381	13,974	340	3,133	3,473	17,447
平成30年	1,020	9,143	297	259	10,719	442	3,269	3,711	14,430

(注) Sは保安手帳交付の再教育講習 Jは、従事者手帳交付の保安講習
総合は、産火と煙火 J-Hは、従事者手帳所持者の保安講習

青森は全火協が実施